

基金訓練の認定基準の改正の概要

1 合宿型若者自立プログラムの廃止

合宿型若者自立プログラムの廃止

2 訓練実施機関要件の厳格化

(1) 教育訓練実績要件の厳格化

職業横断的スキル習得訓練コース及び基礎演習コースについては、①認定計画申請日以前の直近1年間の教育訓練実績、②認定計画申請日以前の基金訓練の認定実績のいずれかのある教育訓練機関のみに限定【認定基準2】

(2) 財務要件の導入

認定計画申請日の前年(度)及び前々年(度)において、税金、社会保険料又は労働保険料の未納がないことの財務要件の導入【認定基準15①ハ】

3 IT関係コースの講師要件の厳格化

職業横断的スキル習得訓練コース(IT基礎分野)及び実践習コース(IT分野)を担当する講師について、当該分野の専門的な指導経験、職業訓練等における指導経験等が1年以上あることの実務経験要件を導入【認定基準4②】

4 就職支援の強化

(1) 実践演習コースについて、3回以上キャリア・コンサルティングを受ける機会の確保を義務化(現行では職業横断的スキル習得コース及び基礎演習コースのみ)【認定基準8④】

(2) すべての訓練コースについて、ジョブ・カード講習修了者等の配置を義務化(現行では職業横断的スキル習得コース及び基礎演習コースのみ)【認定基準18】

(3) すべての訓練コースについて、ジョブ・カードの作成支援及び交付を義務化(現行では職業横断的スキル習得コース及び基礎演習コースのみ)【認定基準19】

5 その他

(1) 体験版のソフトウェアは訓練に使用できないことを明確化【認定基準3⑩】

(2) 訓練実施施設のトイレは男女別に整備することを義務化【認定基準3⑫】

5 施行日

(1) 平成23年4月1日(4(2)及び(3)は、平成23年7月1日)

(2) 中央協会が施行日前に受理済みのコースについては、改正前の規定を適用。